

「金融・資産運用特区実現パッケージ」：国等の取組の進捗状況（2025年6月末時点）

項番	施策名	施策の検討状況	措置状況
[1]	資産運用業に対する英語による金融行政の拡充 【運用面での地域限定措置】	【金融庁】 東京都内のみに設置されていた「拠点開設サポートオフィス」について、2025年4月1日から、北海道札幌市と大阪府大阪市に地方支部を設置（当面は東京からのリモート運用が中心）。	対応済み
[2]	日本参入時の法人設立に伴う手続きに関する英語対応 （法務省・厚生労働省） 【運用面での地域限定措置】 （出入国在留管理庁） 【運用面での全国措置】	【法務省】 2024年11月25日、法務局宛てに、会社設立に必要な商業登記・定款認証に係る申請において、自治体の協力の下、英語での申請が完結するよう申請書及びこれに添付する定款等の英語での作成を支援する方策について、措置する旨の通知を発出し、2025年2月26日から、札幌市、東京都、大阪市及び福岡市において支援を開始。 https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/punch/bge241125.pdf https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/business_241125_gyousei_eigo.html	対応済み
		【出入国在留管理庁】 在留資格「経営・管理」の在留資格認定証明書交付申請手続における提出書類について、一部の定型的な文書の日本語訳が不要である旨、2025年3月に出入国在留管理庁HPで公表。 https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/gaiyou_nyukanchou.pdf https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/businessmanager.html	対応済み
		【厚生労働省】 法人設立に伴う手続きに関する英語対応についての通達を発出し、2024年10月22日から、金融・資産運用特区の開業ワンストップセンター等において運用開始。 https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/241022_gyousei_eigotaiou.html	対応済み

「金融・資産運用特区実現パッケージ」：国等の取組の進捗状況（2025年6月末時点）

項番	施策名	施策の検討状況	措置状況
[3]	スタートアップへ投資する外国人投資家向け在留資格の創設 【規制面での地域限定措置】	【出入国在留管理庁】 ・国家戦略特区の枠組みを活用し外国人投資家向けの在留資格の創設を検討しており、国家戦略特区の提案団体である北海道・札幌市、東京都・渋谷区、大阪府・大阪市や関係府省庁とともに制度の詳細について検討中。外国人投資家に対しアンケート調査を実施して投資家の活動実態や詳細なニーズを把握することとしており、それらを踏まえ、具体的な要件等の検討を進める。	検討中
[4]	外国人銀行口座の開設支援 【運用面での地域限定措置】	【金融庁】 ・当初から取組に参加していた金融機関と自治体の間の調整が完了し、各特区対象自治体のワンストップ窓口においてフローに沿った連携を開始。	対応済み
[5]	資産運用業のミドル・バックオフィス業務の外部委託の促進 【規制面での全国措置】	【金融庁】 ・「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」が2025年5月に施行され、投資運用業者等から計理業務、法令等遵守のための指導に関する業務を受託する事業者の任意の登録制度として、「投資運用関係業務受託業」の制度を開始。 https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/im-rs/index.html	対応済み
[9]	投資基準価額の計算・報告頻度の見直し 【規制面での全国措置】	【投資信託協会】 ・投資信託の基準価額について、基準価額を日々計算しないことを可能とするとともに、投資信託協会への報告を基準価額の算出日のみとすることについて、2024年6月に協会規則を改正し実現。 https://www.toushin.or.jp/files/static/510/20240611_gyoumu_pubcom_shiryou1.pdf	対応済み

「金融・資産運用特区実現パッケージ」：国等の取組の進捗状況（2025年6月末時点）

項番	施策名	施策の検討状況	措置状況
[10]	銀行による GX 関連事業に対する出資規制の緩和 【規制面での地域限定措置】	【金融庁】 ・銀行がGX関連事業を営む会社に出資する際に、届出のみで50%までの議決権保有を可能とする等の特例措置を内容とする「金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令」を2024年11月に施行。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20241118/20241118.html	対応済み
[11]	銀行グループの投資専門子会社によるスタートアップ出資規制の緩和 【規制面での全国措置】	【金融庁】 ・銀行グループの投資専門子会社が出資可能なスタートアップ企業の設立年数に係る要件を10年未満から20年未満に緩和することを内容とする、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」を2024年11月に施行。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20241129/20241129.html	対応済み
[12]	公立大学法人によるスタートアップ投資環境の整備 【規制面での全国措置】	【総務省、文部科学省】 ・公立大学法人において、ベンチャーキャピタルやファンド等に対して出資を可能とする環境を整備する「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（うち地方独立行政法人法及び産業競争力強化法の一部改正）」を2025年5月に公布（2025年8月に施行予定）。 https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ikkatsu/15ikkatsu_00011.html	対応済み

「金融・資産運用特区実現パッケージ」：国等の取組の進捗状況（2025年6月末時点）

項番	施策名	施策の検討状況	措置状況
[13]	投資型クラウドファンディングによる企業の発行総額上限の見直し 【規制面での全国措置】	【金融庁】 ・投資型クラウドファンディングにおける企業の発行総額の上限を1億円未満から、必要な開示を行うことを前提に5億円未満に引き上げることについて、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」を2025年2月に施行。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250221/20250221.html	対応済み
[14]	ベンチャー・ファンドに対する投資家の出資に係る規制の緩和 【規制面での地域限定措置】	【金融庁】 ・プロ向けファンドの販売・運用を届出のみで可能とする特例（適格機関投資家等特例業務）の対象となる投資家について、ベンチャー・ファンドはその範囲が拡大されている一方、当該拡大の対象となる投資家の出資額が出資総額の2分の1未満に制限されているところ、M&AやIPO等の実務経験のある者等について、国家戦略特区において出資額の制限を除外するべく、「金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令」を2024年11月に施行。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20241118/20241118.html	対応済み
[15]	事業全体に対する担保制度（企業価値担保権）の創設 【規制面での全国措置】	【金融庁】 ・金融機関による事業性融資への取組を促す施策の一つとして、企業価値担保権の創設等を内容とする「事業性融資の推進等に関する法律」を2024年6月に、関係政府令等を2025年7月に公布（2026年5月に施行予定）。 https://www.fsa.go.jp/policy/kigyokachi-tanpo/index.html	対応済み

「金融・資産運用特区実現パッケージ」：国等の取組の進捗状況（2025年6月末時点）

項番	施策名	施策の検討状況	措置状況
[16]	スタートアップ等の非上場有価証券に係るセカンダリー取引の活性化 【規制面での全国措置】	【金融庁】 ・非上場株式の仲介業務への参入を促すため、①プロ投資家を対象とした非上場有価証券の仲介業務に特化する業者の登録要件緩和や②非上場有価証券の電子的な取引の仲介業務(PTS)の参入要件緩和の内容を含む「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」が2024年5月に成立。 ・PTSに係る改正については、同年11月に、第一種金商業の登録要件の緩和については2025年5月にそれぞれ施行。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20241120/20241120.html https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20250328/20250328.html	対応済み
[17]	銀行グループの投資専門子会社における業務範囲の拡大 【規制面での全国措置】	【金融庁】 ・銀行グループの投資専門子会社の業務範囲について、投資専門子会社に蓄積されているノウハウを活用する観点から、業態のニーズも踏まえつつ、当該投資専門子会社の業務範囲の拡大を内容とする、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」を2024年11月に施行。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20241129/20241129.html	対応済み
[18]	財産処分承認基準の明確化 【規制面での全国措置】	【総務省】 ・国費による補助金を活用して取得した施設等を金融機関の担保に供するには、各省各庁の長の承認が必要だが、機動的な担保権設定と円滑な資金調達を可能とするため、総務省の「財産処分承認基準」において、具体的な承認の許容例を明確化する改正を2024年4月に実施。 https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/Sougyou_R5.pdf（項番1）	対応済み

「金融・資産運用特区実現パッケージ」：国等の取組の進捗状況（2025年6月末時点）

項番	施策名	施策の検討状況	措置状況
[19]	信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大 【措置の在り方について今後検討】	【金融庁、中小企業庁】 ・信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大について、国家戦略特区ワーキンググループで議論が行われ、その具体的な方策について、提案自治体において事業者ニーズ等を踏まえ、引き続き検討を行っていくこととされたところ、引き続き提案自治体の相談に応じていく。	提案自治体からの相談があり次第、対応予定
[23]	高度人材ポイント制の特別加算の対象となる自治体の支援措置の明確化 【規制面での全国措置】	【出入国在留管理庁】 ・2024年8月に「高度人材ポイント制において加算対象となる地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる支援措置に係るガイドライン」を改定し、支援措置に係る記載の明確化を行った。上記情報は出入国在留管理庁及び内閣府HPで公表。 https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/03_00068.html https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/2408_koudojinzaipoint_01.pdf	対応済み
[24]	地方公共団体によるデジタル証券発行に係る法令整備 【規制面での全国措置】	【総務省】 ・地方公共団体によるデジタル証券発行の仕組みについては、地方公共団体や市場関係者等の意見を踏まえ、制度整備について検討する。	検討中

「金融・資産運用特区実現パッケージ」：国等の取組の進捗状況（2025年6月末時点）

項番	施策名	施策の検討状況	措置状況
[25]	圧縮水素の貯蔵量上限の緩和 【措置の在り方について今後検討】	【国土交通省・経済産業省】 - 建築基準法の用途制限における圧縮水素貯蔵量の上限規制について、特区提案に基づく先行的取組として、提案に係る水素貯蔵施設の整備を進めるため、経済産業省及び国土交通省が提案自治体と連携して、特例許可を受けるために必要な保安基準等の方針について、2025年3月に結論を得た。引き続き、特例許可の取得に向けて、両省から提案自治体に対し丁寧な助言等を行う。 - その結論を踏まえつつ、水素の社会実装に向けて、両省が連携して上限規制の適用を除外するために満たすべき高圧ガス保安法等の保安基準及びこれを前提とした建築基準法における措置について検討を進め、2025年度中を目途に結論を得て、当該結論に基づき速やかに措置を講ずる。	検討中
[26]	洋上風力発電設備の設置・保守に係る外国籍船の利用 【規制面での全国措置】	【国土交通省】 洋上風力発電設備の設置・保守に要する作業船が不足し、外国籍船を活用する場合に必要な船舶法第3条但し書きに基づく沿岸輸送の特許の付与については、当該設備の設置・保守に関する輸送内容が明らかになった時点で日本籍船のみでの対応が困難である場合に、当該設備の設置・保守に関する複数の輸送に対してあらかじめ特許を付与することについて、事業者の予見可能性を高めるため、2025年6月に必要な省令改正を実施。 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155251006&Mode=1	対応済み
	洋上風力発電設備の設置・保守に係る外国人材の活用 【措置の在り方について今後検討】	【国土交通省】 外国人材の知見が必要となり得る特殊な船舶について、提案自治体において洋上風力発電設備の設置・保守に要すると見込まれる人員の職務・役割等の見通しを立てることとしているところ、引き続き提案自治体からの相談に応じていく。	提案自治体からの相談があり次第、対応予定

「金融・資産運用特区実現パッケージ」：国等の取組の進捗状況（2025年6月末時点）

項番	施策名	施策の検討状況	措置状況
[27]	風力発電事業に係る環境影響評価の在り方に関する検討（洋上風力発電事業） 【規制面での全国措置】	【環境省】 ・領海・内水及びEEZにおける区域指定を行うための国による海洋環境等に係る調査等の実施等の創設を盛り込んだ、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が2025年通常国会で可決・成立し、同年6月11日に公布。	対応済み
	風力発電事業に係る環境影響評価の在り方に関する検討（陸上風力発電事業） 【規制面での全国措置】	【環境省】 ・2025年3月に、中央環境審議会において、風力発電事業に係る環境影響評価の在り方に関する答申が取りまとめられ、陸上風力発電を含む、工作物の建替事業に係る配慮書手続の見直し等の必要性が示された。 https://www.env.go.jp/press/press_04534.html ・答申を踏まえて、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が2025年通常国会で可決・成立し、同年6月20日に公布。	対応済み
[28]	排他的経済水域における洋上風力発電設備の設置 【規制面での全国措置】	【内閣府・経済産業省・国土交通省・環境省】 ・排他的経済水域における洋上風力発電設備等の設置に係る制度の創設等を盛り込んだ、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が2025年通常国会で可決・成立し、同年6月11日に公布。	対応済み